

臓器移植等におけるウエストナイルウイルス対策について

ウエストナイルウイルス（以下WNV）対策については、献血において国外からの帰国後3週間以内の供血者を採血禁止としていたことを踏まえ、臓器移植等においてもドナーの渡航歴について確認をする期間を帰国後3週間としていた（潜伏期間及びウイルス血症の期間が全体で3週間以内にとどまるとの知見に基づくもの）。

しかしながらこれまで想定されていたよりも少ないウイルス量で感染する報告があったことを踏まえ、ウイルス血症の期間がさらに長くなる可能性のあることから、献血においては採血禁止期間が帰国後4週間に変更されたところである（本年8月1日より実施）。

よって献血におけるWNV対策の変更を踏まえ、臓器移植等におけるドナーの渡航歴について確認をする期間を帰国後4週間と変更することとしたい。

現行

	国内のドナー	国外のドナー
臓器移植 (眼球以外)	米国等のWNV流行地域から帰国後3週間以内の者については、PCR検査にて陽性とならないことを確認する。	
角膜・強膜移植	米国等のWNV流行地域から帰国後3週間以内の者については、問診の結果を踏まえて慎重に移植の可否を判断する。	米国等のWNV流行地域のバンク等から提供を受ける際は、当該バンクに対して眼球摘出前3週間にについて問診の強化を依頼し、その結果を踏まえて慎重に移植の可否を判断する。

改正案

※下線部が変更箇所

	国内のドナー	国外のドナー
臓器移植 (眼球以外)	米国等のWNV流行地域から帰国後 <u>4週間</u> 以内の者については、PCR検査にて陽性とならないことを確認する。	
角膜・強膜移植	米国等のWNV流行地域から帰国後 <u>4週間</u> 以内の者については、問診の結果を踏まえて慎重に移植の可否を判断する。	米国等のWNV流行地域のバンク等から提供を受ける際は、当該バンクに対して眼球摘出前 <u>4週間</u> について問診の強化を依頼し、その結果を踏まえて慎重に移植の可否を判断する。

※皮膚・心臓弁・骨等の組織移植については、臓器移植と同様の対応とする。



平成 16 年 7 月 13 日
薬食発第 0713008 号

日本赤十字社社長 殿

厚生労働省医薬食品局長

ウエストナイルウイルス等の輸入感染症対策に係る採血禁止期間の変更について

血液事業の推進については、日頃から格別の御高配を賜っているところである。

ウエストナイルウイルス等の輸入感染症対策については、これまで「輸入感染症対策に係る問診の強化について」(平成 15 年 2 月 21 日付け医薬発第 0221008 号貴職あて厚生労働省医薬局長通知。以下、「第 0221008 号通知」という。)において、献血時の問診に当たっては、日本国外から帰国後 3 週間以内の者からの献血を見合わせるよう対応方お願いしてきたところである。

今般、国立感染症研究所から、ウエストナイルウイルス対策について、従来考えられていたウイルス血症期間がさらに長くなる可能性があることから、念のため、北米から帰国後 4 週間は献血を禁止することが望ましいとの提案があった。このため、本提案を参考に、平成 16 年 7 月 7 日（水）に開催された平成 16 年度第 1 回薬事・食品衛生審議会血液事業部会においてウエストナイルウイルス等の輸入感染症対策に係る採血禁止期間を、下記のとおり変更することが了承された。

今後、献血時の問診に当たっては、下記の対象者に該当する方からの献血を見合わせるよう対応方お願いする。また、これまで献血に御協力いただいた方々に対し、今回の措置の趣旨について十分理解を得られるよう配慮されたい。

今回の措置を速やかに実施できるよう準備を進められ、遅くとも平成 16 年 8 月 1 日より実施できるよう、貴管下各血液センターへの周知につき特段の御配慮をお願いする。

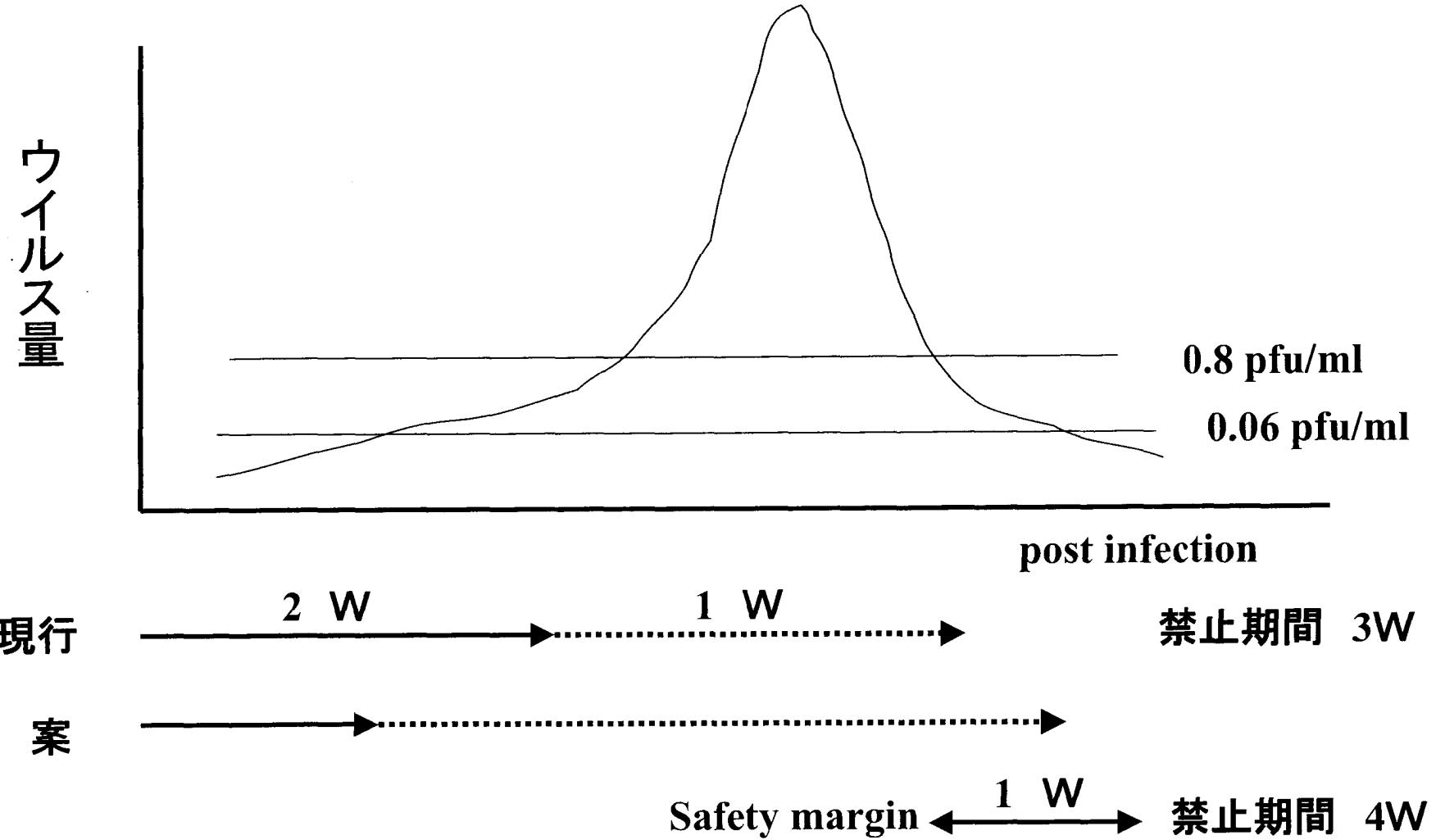
なお、第 0221008 号通知については、本通知をもって廃止する。

記

ウエストナイルウイルス等の輸入感染症対策に係る採血禁止期間についての取扱いは次のとおりとする。

1. ウエストナイルウイルス等の輸入感染症対策に係る採血禁止期間を4週間とする。
2. ウエストナイルウイルスの流行が北米以外の地域にも広がりつつあることにかんがみ、上記1の対象者は海外からのすべての帰国者とする。

WNV感染例における供血者のウイルス量と採血禁止期間(案)



薬事・食品衛生審議会血液事業部会運営委員会配布資料(平成16年7月2日)



健発第0701003号
平成15年7月1日

社団法人日本臓器移植ネットワーク理事長 殿

厚生労働省健康局長

ウエストナイルウイルスへの対応に係る臓器提供者（ドナー）適応基準の一部改正について

現在、臓器提供者としての適応の判断については、「臓器提供者（ドナー）適応基準及び移植希望者（レシピエント）選択基準について」（平成9年10月16日健医発第1371号）により実施されており、また眼球以外の臓器移植におけるウエストナイルウイルスへの対応については「眼球以外の臓器移植における「ウエストナイル熱・脳炎」への対応について」（平成15年4月4日健臓発第0404002号）により実施されているところであるが、今般、各移植検査センターにおける検査体制が整備されたことから、臓器提供者（ドナー）適応基準を下記のとおり改正することとしたので、遵守されたい。

改正後の当該基準については、平成15年7月1日より施行するものとし、その施行をもって上記平成15年4月4日付け厚生労働省健康局臓器移植対策室長通知は廃止するものとする。

また、下記の取扱いについては、献血における取扱いの変更等の状況の変化を踏まえ、適宜対応していく予定であることを申し添える。

記

心臓、肺、肝臓、腎臓、膵臓（脳死下）及び（心停止下）並びに小腸の臓器提供者（ドナー）適応基準の「1. 以下の疾患又は状態を伴わないこととする。 (1) 全身性の活動性感染症」に係る別紙として、「臓器移植におけるウエストナイル熱・脳炎の取扱いについて」を追加する。

「臓器（眼球を除く）移植におけるウエストナイル熱・脳炎」の取扱い

- (1) 臓器あっせん機関は、臓器提供施設の医師に臓器提供者が米国等のウエストナイルウイルス流行地域への3週間以内の渡航歴があるかを確認し、渡航歴がある場合にはP C R検査等を行い、ウエストナイルウイルス陽性でないことを確認する。ウエストナイルウイルス陽性でないことが確認されない場合には、当該提供者の臓器を移植に用いない。
- (2) 陽性とならなかった場合においても、臓器のあっせん機関は、移植医が患者に対して移植に伴う感染のリスクを十分説明するよう促すこと。

写

健臓発第0331002号

平成15年3月31日

各眼球あっせん機関の長 殿

厚生労働省健康局疾病対策課

臓器移植対策室長



角膜移植及び強膜移植における問診強化について

標記取扱いについては、「臓器移植における問診強化について」(平成14年10月3日健臓発第1030002号)により実施されているところですが、今般、献血における採血者の制限の扱いが変更されたことにかんがみ、また厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会における議論を踏まえ、当面の間、角膜移植及び強膜移植におけるウエストナイルウイルスの取扱いについては下記のとおりといたしますので、遵守されるようお願いします。

また、下記の取扱いにつきましては、献血における取扱いの変更等の状況の変化を踏まえ、適宜対応していく予定であることを申し添えます。

なお、同趣旨の通知を、日本角膜学会理事長及び日本角膜移植学会理事長にも送付しておりますので、併せて申し添えます。

記

- (1) 眼球提供候補者について、最近3週間の海外渡航歴を確認し、米国等のウエストナイルウイルス流行地域への渡航歴のある者については、渡航後発熱等の症状が生じたかどうかについて問診を強化すること。
- (2) 3週間以内に米国等のウエストナイルウイルス流行地域への渡航歴がある者については、問診の結果を含めて、移植実施施設において慎重に移植の可否を判断すること。
- (3) ウエストナイルウイルス流行地域のアイバンク等から眼球の提供を受ける場合においても、当該海外バンクに対して眼球摘出前3週間の発熱等の症状の有無について問診強化するよう依頼し、その結果を踏まえて移植実施施設において慎重に移植の可否を判断すること。
- (4) 移植実施施設は、上記(2)又は(3)において移植を実施するとの判断をした場合には、移植を受ける者に対し、角膜移植又は強膜移植を介したウエストナイルウイルス感染の危険性は極めて低いが、感染の可能性が全くないものではないことについてインフォームド・コンセントを行うこと。